

栽培漁業推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、本県沿岸海域での「つくり育てる漁業」の推進を図るために、漁業者自ら技術取得及び資源の自主管理と漁場の保全に努める意欲を啓発し、栽培漁業の定着化を促進することを目的に実施する栽培漁業推進事業について、公益財団法人沖縄県漁業振興基金業務方法書第20条の規定に基づき必要な事項を定める。

(対象事業)

第2条 対象となる事業の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 種苗を放流する事業（放流型事業）
- (2) 種苗を中間育成し放流した後、一定期間餌付けする事業（餌付け型事業）
- (3) 造礁サンゴを植付けし、漁場の保全及び回復を目的とする事業（造礁サンゴ植付け事業）
なお、造礁サンゴ植付け事業を行う場合は沖縄県漁業調整規則を遵守し事業執行にあたること

(対象要件)

第3条 補助対象となる漁協等は次の各号の要件を満たす箇所とする。

- (1) 沖縄県栽培漁業センター等の指導のもとで事業を実施する。
- (2) 将来とも漁場保全上問題がなく、放流効果を実証するために適した放流海域を有する。
- (3) 資源の管理及び栽培について、漁業者の意識が高く、その意欲がある。
- (4) 栽培漁業推進のための組織的取り組みが可能である。
- (5) 遊漁者対策が可能である。

(対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は次の各号のとおりとする。

- (1) 種苗の購入費及び輸送費
- (2) 設備の取得及び賃借料
- (3) 中間育成用餌料の購入費
- (4) 餌付け用餌料の購入費
- (5) 放流用機材の取得費及び賃借料
- (6) 放流等の実施時に係るボランティア参加者の保険料・弁当・飲み物代
- (7) 種苗生産技術習得に係る経費
- (8) 地域住民等への啓蒙普及に係る経費

(対象水産生物)

第5条 補助の対象となる水産生物は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 魚類=ハマフエフキ
- (2) 甲殻類=タイワンガサミ
- (3) 貝類=ヒメジャコ、サラサバティ (タカセガイ)
- (4) うに類=シラヒゲウニ
- (5) 造礁サンゴ

(補助率及び補助金額)

第6条 事業費から県及び市町村助成金等を差し引いた額の50%以内或いは、1,000千円のいずれか低い金額を補助金額とする。

(その他)

第7条 事務手続等、この要領に定めのない事項については、業務方法書に従う。

附 則

- 1 この要領は、平成22年3月24日から施行する。
- 2 平成24年3月23日一部改正
- 3 平成25年6月4日一部改正